

日 時 平成 28 年 2 月 18 日 (木)  
場 所 県庁 20 階 土木部会議室

平成 27 年度茨城県入札監視委員会第 2 回定例会議  
議 事 録

(挨拶、資料確認等は省略。)

○ 委員

それでは、早速案件に入らせていただきたいと思います。

まず、1番目の案件ですが、抽出区分・一般競争入札ということで、発注機関であります××さんからご説明、よろしくお願いいたします。

○ 説明者

××でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、××改築工事の説明をさせていただきます。

初めに、図面で場所を説明したいと思いますので、資料の19ページをごらん願いたいと思います。

図面の右上に案内図がございます。

縦に××と××がありまして、図面の中央が××になります。今回の建設場所は、そこから右下になります。位置でいえば東南の方向、駅から約700メートルの位置でございます。周辺は住宅地という位置にあります。

その左側が配置図になりまして、既存の校舎等ありますが、中央やや上にあります斜線の、ちょっと大き目の一番濃く見える部分が今回建てかえた部分でございます。改築前の建物もこの位置にございました。改築前の建物は築後45年を経過しておりまして、老朽化に加えて耐震性能も不足していた。そういうことから、今回建てかえを行ったものでございます。

1ページに戻っていただきたいと思います。

審議事案説明書でございます。

入札方式、工事名、工事場所等については、そこに記載のとおりでございます。

工事概要でございますが、今回の用途は、××の管理普通教室棟、構造階数は、RC造一部S造の4階建て、延べ面積は、4,231.77平方メートルでございます。

今回の工事は、予定価格が5億円以上の建築一式工事でございます。地域を支える地元企業の受注機会の確保ということを考慮して、特定建設工事共同企業体、いわゆる特定JVとしております。

入札参加資格のところですが、特定JVの構成要件で、まず、代表構成員の要件でございますが、県内に本店があつて、入札参加資格者名簿で、建築工事、建築一式工事の格付がS等級であることとしております。

さらに、品質の高い施工管理を確保するため、代表構成員には、過去20年以内の同種または類似工事の施工実績を条件として設定しております。

同種工事は、今回の建物の半分程度の施工面積で、同じ用途である学校を設定しました。

具体的には、今回の建物は4,000平米ありますので、その半分の面積の2,000平米以上、用途は同じ学校としております。

類似工事は、建物用途を学校に限定せず、施工面積を同種工事の1.5倍、具体的には、

同種工事が2,000平米でございますので、その1.5倍の3,000平米以上の建築物の建築一式工事を設定しました。

代表構成員以外の構成員の要件は、今回の建設場所は××事務所管内にありますので、××事務所、さらに、その隣接の××と××の両土木事務所を加えた3つの土木、あるいは、工事事務所の管内に本店があり、入札参加資格者名簿の建築一式工事の格付がSまたはA等級であることと設定しました。

また、技術者のところですが、管理技術者には、1級建築士等の資格を条件として設定しました。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、当該工事の特徴としまして、進入路が狭隘で、敷地も狭小でございます。これらのことから、学校周辺及び学校敷地内の環境への配慮が必要であります。さらに、コンクリートの打ちっ放しの外壁面が多いことから、品質の高い施工管理が求められます。

こういう条件のため、施工の企業の実績や技術力など、価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式で入札を実施しました。

なお、入札参加資格を決定する際には、応札可能業者が30者以上となるように条件を設定しており、本工事の応札可能業者数は、代表者で30者、代表者以外で44者ありました。

次の項目ですが、入札参加資格確認申請者の数は3JVで、審査の結果、3JVとも入札参加資格ありとなっております。

次に、契約金額でございますが、当初契約で、税込みで7億9,812万円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございますが、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

入札の結果の表でございますが、上から2つ目の四角囲みのところですが、今回の参加者は、××・××特定JV、××・××特定JV、××・××特定JVの3者でございます。入札金額は、その右の欄に記載のとおりでございます。

なお、この工事は総合評価方式でございますので、総合評価の説明をしたいと思っておりますので、15ページをごらんいただきたいと思います。

総合評価方式に関する評価調書でございます。

評価項目、評価点ですが、上から2つ目の四角囲みの落札者決定基準のところでございますが、標準点を100点、そのほか、工事成績評定、企業の施工実績等11の評価項目、合計123点満点で評価いたしました。

総合評価の結果でございますが、一番下の表の総合評価結果のところの一番左側に入札者名が書いてございまして、そこから3つ目、評価値の欄でございますが、一番高い評価値の1.642をとりました××・××特定JVが落札者となりました。

1ページに戻っていただきまして、一番下の表の入札の経緯及び結果の欄ですが、今回の入札参加者は3JV、落札者は、先ほど申しました××・××特定建設工事共同企業体、予定価格は税抜きで7億4,470万円、調査基準価格は税抜きで6億6,480万円、入札金額は税抜きで7億3,900万円、落札率は99.2%でございます。

また、本工事におきましては2回の設計変更をしております。内容について説明したいと思っておりますので、まず、16ページをお開き願います。

第1回目の変更契約の内容でございます。

変更金額は、中段やや下側に契約金額という欄がございまして、そこに書いてございますが、税込みで831万6,000円の増でございます。

変更の利用としては、再利用を予定していた残土の土質が基準を満たさなかったため、廃棄処分としたこと、さらに、地中から予想外の障害物が発見され、撤去処分が必要となったためでございます。

続きまして、2回目の変更契約の内容でございますが、次のページ、17ページをござん願います。

契約金額は、税込みで259万2,000円の増でございます。

変更の理由は、近隣住民からの要望で、工事ができる時間が制約されたことから、工期の延長が必要となりました。このため、現場管理費等の共通費が増額となったためでございます。

最後に、工事の成績評定の結果でございますが、次のページ、18ページでございます。

本工事の完成年月日は平成27年12月24日、評定点は81.5点でございます。

以上で、××改築工事に関する説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

○ 委員

変更契約ですが、廃棄処分にしなければいけなかった理由の残土の再利用ということで、どのような基準なのですか。

また、地中の障害物は、当初、予想できなかったような予想外のものだったのかという点と、もう一点は、同じく変更契約の内容で、近隣住民の要望による時間制約ということで、最初から無理のある時間だったのですか。それとも、8時から5時とか以上の枠での時間制約が必要だったのか、その辺の3点をお伺いしたいと思います。

○ 説明者

まず、1回目の変更でございますが、残土の再利用と書いてございますが、具体的には、ストックヤードに搬入・搬出する予定で計画しておりましたが、ストックヤードの受け入れの基準に満たないといえますか、要するに、瓦礫を含んでいるといったことで、受け入れはできないということで、処分せざるを得なかったというのが1つ。

また、地中の瓦礫といえますか、多分、古い建物の残骸だと思いますが、そういうものがありました。今回の建物はほとんど四角ですが、それ以前に建っていたものは昔ながらの長方形の建物で、その建物を撤去して、今回、四角でやったものですから、そこについては、前にあった建物部分はきれいにとれていたのですが、それ以外の、今まで工事をやっていないと想定した部分から障害物が出てきたということで、そういう処分に変更が生じたということでございます。

2回目の変更で、近隣住民からの要望でございますが、1つは、毎日5時で作業を全部

やめてくれということ、多少やることを想定していたのが、毎日、きっかり5時で作業をやめるということが生じたのと、祭日の作業も一切だめという条件が加わったものですから、当初想定した工期ではおさまらんということで、工期延長をせざるを得なかったということでございます。

○ 委員

追加の質問で申しわけないですが、地中の障害物は、前の建物の基礎部分のものが残っていたといった……。

○ 説明者

直近の前ではなくて、多分、相当古いものが……。

○ 委員

それは想定できなかったということですか。

○ 説明者

はい。

○ 委員

発注する際に、そこまでの調査はできなかったという解釈でよろしいでしょうか。

○ 説明者

はい。

○ 委員

もう一点、時間の制約の話なのですが、本来、通常に進んでいけば、そんなにタイトな時間で工期を終わらすような契約の内容ではないと思うのですね。最初から5時以降にせざるを得ないようなタイトな時間で組んでいる契約であってはならないと思うので、その辺の注意喚起が必要かなと思ったものですから。

○ 説明者

5時で決められたということもあるのですが、先ほど説明の中で、狭隘という話も申し上げましたが、進入路が狭くて大型車が入れない。中型以下の小さいものしか入れないような現場状況もございまして、そういう面でも作業効率が悪かったということがございます。

○ 委員

それは事前にわかっていますね。

○ 説明者

わかっています。そういうことも含めて工期は設定しているのですが、周辺住民の方から、音や振動といったことで、作業時間をきつく制約されたという状況がございました。

○ 委員

わかりました。ありがとうございました。

○ 説明者

ほかにもございますか。

○ 委員

細かい点で恐縮なのですが、15ページの価格以外の評価結果の欄で、××・××特定建設工事JVの施工計画の評価の点数が0点になっているのですが、その計算方法を見ます

と、一位満点方式で、評価点は8点が満点で、参加者の採点点数を掛けて、参加者の1位の最高の採点点数で割るとなっているのですが、0点ということは、当該競争参加者の採点点数が0点ということだと思うのですが、これはなぜ0点という点数がつくような……。

○ 説明者

それは、施工計画で、その企業でどういう努力をして、品質管理や施工精度を上げていくのかということを問う評価なのですが、管理指針等に載っていることを書いたのでは、それは誰も知っていることなので、評価に値しない。企業としてどういう努力をするのか、どういう管理体制で、どういうことをするのかというのがプラスのポイントになりますので、管理指針、書物に書いてある程度のことしか書いていなければ、0点という評価になると思います。

○ 委員

業者さんとしては、本のレベルの知識だけを書いたのでは評価されないということはわかっているわけですね。

○ 説明者

それはずっとやっていますので、わかっていると思います。

○ 委員

そうすると、平たく言うと、やる気が余り見られないというか……。

○ 説明者

この部分については、そうだったのかもしれませんが。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

今の関連のことで、ちょっと細かいけれども、確認したかったのです。そこら辺、ちょっとわからないのですが、こういったことに対して、業者さんはどう対応してくれているのか。総合評価は非常にいいので、ここら辺、業者さんも意識を持っていただきたいと思っています。

○ 説明者

今回、評価項目として3点挙げました。

1つは、先ほど説明にあったように、道路が狭小で、敷地も狭かったものですから、現場環境に関する対策。

2番目といたしまして、この建物はコンクリートの打ちっ放しということで仕上げをしないものですから、コンクリートの品質を非常に高く求める。

3番目に、施工精度の確保のための対策。

その3点を挙げさせていただきまして、1つ目の現場環境に関する対策につきましては、先ほども話がありましたが、ここは小学校の通学路になっておりまして、通学時間帯と下校時間帯は車を入れないということ、プラス、中型車で資材を搬入するということにまず加点いたしました。

2つ目は、コンクリートの打ちっ放しの関係で、コンクリートの精度ということで、技術指針では、60センチメートル間隔でバイブレーターを入れて、コンクリートを流しやす

くするのですが、今回の計画では50センチメートル間隔ということで、指針よりももっと細かいバイブレーターをしてやるというのに加点いたしました。

3つ目ですが、床の精度を上げるために、技術指針で、3メートル当たり10ミリメートルの誤差というのがあるのですが、それ以上の、3メートルで7ミリメートルという精度でやるというところで加点させていただきました。

○ 委員

その点の記載がなかったと考えていいのですね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

何も書いていない文書なのですね。いや、その点がちょっと気にはなっていた。

○ 説明者

書いてあったのですが、技術指針にも書いてある、通常の工事でやる内容だったので、そこについては加点ができなかったということです。

○ 委員

応札したところに対して、例えば、今ご説明があったもの、結果はフィードバックするのですか。

○ 説明者

はい。

○ 委員

この者は、この部分は0点でしたということで、その説明もされるのですか。

○ 説明者

公表になりますので、業者は、知ろうと思えばわかるということです。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

先ほどの××委員さんの質問に関連してなのですが、近隣住民の方からのクレームで、という話なのですが、そのような場合、住民の方が個人でクレームをつけてくる場合や、自治会等を通じてクレームをつけてくる場合などがあると思うのですが、対応の仕方としては、基本的に、どんな方でも、クレームをつけてくれば、一応応じるという形になっているのでしょうか。

○ 説明者

内容によりますが、今、いろいろなケースがあります。1人の方が言っているのか、大勢の方が言っているのかということもありますし、それによって対応……。いずれにしても、周りの方からそういった話があれば、何らかの対応をせざるを得ないと思っております。

○ 委員

今回の場合、どういう形だったのでしょうか。

○ 説明者

今回の場合は、どちらかというところ、自治会……。

○ 委員

組織的に行われたということですね。わかりました。

○ 委員

ほかにご質問等ございますか。

ご質問、ご意見がないようでしたら、この審議はこれまでといたします。

担当課の皆様には、本日の審議の結果を踏まえて、いい入札をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 説明者

ありがとうございました。

○ 委員

お待たせしました。

それでは、2番目の審議案件ということで、一般競争入札で、××電機設備工事ということで、××からご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××の××と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

No.2 ××電機設備工事(××)でございます。

1ページの審議事案説明書に基づき、ご説明申し上げます。

最初に、入札方式でございますが、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名でございますが、××及び××、××電機設備工事(××)でございます。

工事種別は、電気工事でございます。

工事場所は、××の××地内でございます。

工事概要でございますが、17ページに位置図がございます。そちらをごらん願えればと思います。

ここである右上のところが××取水場の施工場所になります。ここは、××の水を取水しまして、××浄水場まで導水しまして、工業用水を製造し、各企業に配っている施設の一部でございます。

東日本大震災のとき、各浄水場については、停電が起きまして、各企業への水の供給が滞る事態となりました。それ以降、企業局としましては、重要な施設につきまして、順次、非常用の発電設備を整備しまして、供給が途絶えないような措置をとっているところでございまして、その一環の工事でございます。

次のページに平面図、その次のページに全体の配置図がございます。参照しながら、ご説明を聞いていただければと思います。

工事概要でございますが、工事内容につきましては、非常用発電機設備工が一式、内容としまして、発電機引込盤、発電機盤、自動始動盤、始動用直流電源盤各一面、ガスター



ビン発電装置が1基，排気・換気・給気・消音器が一式，燃料小出槽が1基，地下燃料タンクが1基でございます。

次に，入札参加資格でございます。

電気工事について，平成25，26年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付がA等級，総合点数が1000点以上であり，年間平均完工高が50億円以上である者であること。

次に，過去10年以内に国内において竣工した，国，地方公共団体または独立行政法人等が発注した同種工事または類似工事を元請として施工した実績があること。

同種工事につきましては，上水道及び工業用水道施設及び下水道施設におけるガスタービンによる発電機設備工事でございます。

類似工事は，上水道施設，工業用水道施設，下水道施設における同種工事を除く発電機設備工事でございます。ディーゼル発電等を想定してございます。

また，次に挙げる要件を満たす主任技術者または管理技術者を専任で配置できること。

1級電気工事施工管理技士の資格を有する者と建設業法第26条に規定する主任または管理技術者になり得る者であることとでございます。

詳しくは，9ページから12ページに入札公告を記載してございます。ごらんおき願えればと思います。

次に，入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

当該工事は，震災等の不測の事態による停電に備え，電源の確保によって工業用水の安定供給を行うための工事でございます。このため，電気設備の安定性，信頼性が重要であることから，企業や配置予定技術者の施工実績等に基づき技術力等の評価を行い，価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式を実施いたしました。

総合評価方式の結果については，16ページにございます。ごらん願えればと思います。

総合評価方式については，特別簡易型の実績重視型で実施してございます。

標準点100点に対して，工事成績評定が1点，企業の施工実績が3点，配置予定技術者の施工経験が3点，地域内拠点の有無が1点，県内下請の選定計画が2点，新規雇用計画が2点の112点でございます。

応募者が全部で4者ございました。4者の総合点数は，一番右にあるとおりでございます。

結果でございますが，左下でございますが，4者のうち1者は入札辞退ということで，3者について総合評価を行いまして，××が評価値で最高点をとったという結果でございます。

1ページに戻っていただきまして，入札参加資格確認申請者数は，先ほど申し上げた4者でございます。

契約金額は，税込みで1億2,636万円でございます。

入札の経緯及び結果でございますが，入札参加者は3者，落札者は××。

予定価格は，税抜きで1億2,300万円でございます。

調査基準価格が1億986万円，入札金額が税抜きで1億1,700万円，落札率は95.1%でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○ 委員

差しかえの図面がございますが、この施設のどのあたりが、どのような形で整備されたか、ちょっと説明いただければありがたいと思います。

○ 説明者

非常に見づらいので、大きい図面にかえさせていただきました。

この三角の土地が取水場でございます。左上が××になります。××から、一番左の点線で入っている管路で取水しまして、赤くなっている右下のところから浄水場へ送っている形でありまして、今回の設備工事は、真ん中の上のほうに倉庫という四角い建物がありまして、そこに非常用発電機設備を設けるという工事でございます。取水場自体は既設のものでございまして、停電による水の供給停止を防止するために、ここの施設の中に非常用発電機設備を追加する工事ということになります。既存の倉庫を利用して、設備を設置するという形をとらせていただいております。

○ 委員

建屋自身はあったのですね。

○ 説明者

建屋自身はありますが、一部つくるところもございます。つくるものは、発電設備を入れるものと、建物の外に地下のタンクを……。後ろの立面図を見ていただくとわかると思うのですが。タンクには重油を備蓄するという形をとらせていただきます。

○ 委員

ちなみに、これは稼働しながら設備をやるのですか。

○ 説明者

これについては、電気を供給するための施設なので、取水場を普通に動かしながら工事ができます。

○ 委員

そのあたり、特殊な技術は……。

○ 説明者

最後は、電源のケーブルを既設のところにつなぐだけなのです。東京電力から電力を供給していただいている。それがとまったときには、こちらの発電機に切りかえるという作業のみということになります。

○ 委員

了解しました。

○ 委員

取水施設はほとんどとまってしまっていますか。

○ 説明者

県内の浄水場はほとんど停電になりまして、最大 48 時間ぐらいとまりました。××あたりですと、例えば、××は××の××を持っているのですね。水が一回でもとまると、数十億円から 100 億円する××がオジャンになる。あるとき××でとまってしまったので、工業用水が供給されなくても、被害は出てしまったのでしようがなかったのですが、そういう被害は防止しなければならないということで、うちとしては余分なお金がかかるのですが、安全のために、このような施設をつくっていった。通常は稼働してなくて、1 カ月に××遍ぐらい、メンテナンスのために動かしながら維持していくという形をとったりしていただいています。

○ 委員

従前は、そういう事態は想定されないから、こういう非常用の設備はどこも特につくらないで……。

○ 説明者

実は、東日本大震災前はどこもやってごさいませんでした。それ以降、順次、整備を進めております。当然、工業用水の料金にはね返らないような頻度でやっていくので、一遍にボンというわけにはいかないのですが、やっていきたいと思っております。

○ 委員

全体だと何カ所ぐらいやられるのですか。

○ 説明者

工業用水は全部で 11 の浄水場がございます。

○ 委員

これは何番目ぐらい……。

○ 説明者

××番目ですかね。

○ 委員

では、まだまだこの先も……。

○ 説明者

まだまだございます。

○ 委員

ちなみに、この前の××で、ここら辺は大丈夫でしたか。

○ 説明者

この取水場は、敷地を少し高くつくってあったというのもあって、ぎりぎりセーフですね。ここは通常、××をしていて、その××でやっていたのですが、××になりまして、××ができなくなったという被害はございました。

○ 委員

非常用電源が水につかってしまったら動かなくなってしまうですね。原発と一緒に、そこら辺を考えてやらないと意味がなくなってしまう。ふだんは余り関心を持たないでいるような施設ですからね。

- 説明者  
そうですね。
- 委員  
さっきの入札のときもあったのですが、総合評価なので、いろいろな基準があるではないですか。今回も加点がなかったところがあったような気がする。計画のほうであったような気がする。
- 説明者  
施工計画は、特に基準として挙げていない形をとらせていただいています。
- 委員  
雇用計画ですね。
- 説明者  
そうですね。
- 委員  
あと何か所もありますもので、先ほどの××委員ではないけれども、フィードバックしながら、いい計画を出してもらったほうが絶対いいですね。
- 説明者  
こういう設備工事は、基本的には、既存の取水場の中で、うちの土地の中で工事をやるだけですので、施工計画等で工夫する余地が少ないということで、施工計画を問うよりも、今までの施工の実績や技術者の経験を重くするような総合評価をしようという話になっています。
- 委員  
ああ、なるほど。そういうことなのですね。
- 委員  
新しい図面がついているのは、何か変更があったという意味ではなく……。
- 説明者  
変更はありません。小さくて見づらいということで、大きいものにかえさせていただきました。
- 委員  
では、変更契約などは一切なかったということですね。
- 説明者  
今、工事実施中のごさいますて、繰越工事で……。
- 委員  
わかりました。ありがとうございます。
- 委員  
ほかに何かございますか。特にないようでしたら、これでこの審議を終わらせていただきます。審議の結果を踏まえまして、今後もいい入札ができるようにご努力いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。
- 説明者  
どうもありがとうございました。

○ 委員

お待たせしました。

では、審議案件の3番目、××高圧ケーブル更新工事ということで、××さんからご説明をお願いします。

○ 説明者

××でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、××の概要を少しだけご説明させていただきます。

××は××に所属しております。

××にございまして、××でございます。××という状況になっております。

それでは、××高圧ケーブル更新工事についての入札及び契約状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元資料の1ページの審議事案説明書をごらんいただきたいと思います。

発注機関につきましては、××でございます。

入札方式につきましては、一般競争入札で実施いたしました。

工事名は、××高圧ケーブル更新工事でございます。

工事種別につきましては、電気工事になります。

工事場所につきましては、××の敷地内でございます。

工事の概要でございますが、平成26年8月5日から平成26年9月30日までの57日間で、東京電力所有の電柱から受変電電気室までの約210メートルの高圧ケーブル引きかえ工事を行ったものでございます。

工事に至った経緯でございますが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数が××年という形になっておりますが、××年が経過した。経年劣化も進んでいるということによるものでございます。

なお、××で作成しております更新年次計画がございますが、その中でも、更新について組み込まれているものでございます。

本工事につきましては、工事起工額が250万円を超えることから、茨城県財務規則に基づきまして、一般競争入札で実施したものでございます。

続きまして、一般競争入札の参加資格要件についてご説明いたします。

参加資格要件の1点目としまして、電気工事について、茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が予定価格以上のものを設定しております。

2点目としまして、基準を満たす主任技術者を本工事に専任で配置することを設定しております。

そのほか、茨城県が発注する建設工事の一般競争入札実施要領に基づき、標準項目を設定しているものでございます。

以上、適正な施工を確保する観点から、参加資格要件を設定しております。

応札可能業者数は、700者程度と把握しております。

入札参加資格確認申請者数でございますが、5者から申請がございました。

資格確認結果は、5者とも参加資格ありと認められるものでございました。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

入札参加者は5者でございました。

2ページに入札参加結果をつけてございます。2ページを見ていただくと、入札書取書をつけてございます。

申しわけございませんが、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

予定価格は、税込みで503万2,800円でございます。

低入札調査価格は、税込みで398万5,200円でございます。

今回、××及び××のかなめとなる重要な高圧ケーブルの引きかえということで、安全管理に万全を期するために、地方自治法施行令第167条の10に基づき、低入札調査価格を設定したものでございます。

開札を行った結果、1者が低入札調査価格を下回ったものですから、茨城県会計管理課が定める低入札価格調査制度実施要領に基づきまして、業者へのヒアリング調査を実施いたしました。その後、低入札価格調査委員会で、適正な履行が可能であると判断いたしまして落札といたしましたものでございます。

落札者は、××でございます。

契約金額は、税込みで397万1,160円でございます。

先ほど言いましたが、2ページに入札結果を、3ページからは工事起工概要書を、7ページからは入札公告内容を載せてございます。10ページは、契約の内容を示したものでございます。

当工事は平成26年9月30日に完成し、茨城県財務規則第168条に基づく検査を同年10月6日に実施し、合格となっております。

以上、簡単ではございますが、審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

○ 委員

低入札価格調査委員会でヒアリング調査をされたということなのですが、どのようなヒアリング内容なのか。これは実際、下回っているわけですね。それでも問題なしと判断した理由は何なのか。

○ 説明者

材料費と人件費等を調べたのですが、材料が、業者のほうで、こちらが想定していた額よりも安く調達できるということだったものですから、問題ないかなという形で判断させていただきました。

○ 委員

その1点ですか。

○ 説明者

ほかに、資格の確認、工法の確認、実績の確認をしました。

○ 説明者

会計管理課で出している低入札価格調査実施要領がありまして、そこに、その価格により入札した理由、入札価格の積算の妥当性、技術者、作業員等の具体的人員の配置計画、本県における契約の履行の状況など4点ありまして、それに基づいてヒアリングをして、総合的に判断しております。

○ 委員

結構差があるというか、例えば、予定価格の範囲の中で、この枠を見込んで発注者側が算定されたときの差等が……。どうして材料の仕入れ額がそこまで……。かなりの幅があったのですか。それとも、そんなにはなかったとか。

○ 説明者

単価としまして、3分の1ぐらい安かったということです。

○ 委員

ああ、そうなのですか。要は、予定価格を高く見積もり過ぎているということはないのですね。

○ 説明者

それはないです。適切な、一般に売っている本で……。

○ 委員

ああ、そうですか。わかりました。

○ 委員

今の点に関連してですが、その材料は、当然、品質は落とさずに、同じものを取得するのに、安価で取得できるという趣旨ですか。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

聞き間違いなのかもしれないですが、工事概要のところ、耐用年数が15年で、これは20年経過とおっしゃったような気がしたのですが、それでよろしかったですか。

○ 説明者

そうですね。15年のところが、今、20年経過しているということになります。

○ 委員

これは、それでいいものなのかということですね。耐用年数をどのくらい上回ったら交換するとか、何か目安みたいなものがあるのでしょうか。

○ 説明者

昔、大蔵省さんがいろいろな設備の耐用年数を示していたかと思いますが、そこで15年という形になっております。あとは、点検等の状況で、劣化が進んでいるかどうかで判断していくのかなと思っております。

○ 委員

ああ、そうですか。では、それをオーバーしても全然問題がないわけですね。

○ 説明者

点検で、まだ大丈夫と判断できれば、問題はないと思いますが、ただ、15年を過ぎてい

るので、そこはどこかの点で判断しないといけないのかなと思います。

○ 委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 委員

これは工事が終わっていると思うのですが、この低価格でも工事が完了して、施工成績は十分問題ないということですか。

○ 説明者

合格ということですよ。

○ 委員

ああ、そうですか。ありがとうございました。

○ 委員

ほかに。

○ 委員

2点あります。

低入札調査価格については、入札公告の中の9ページ……。今回のこれは、最低制限価格は設定しないということにしているわけですね。その後の(8)の「落札者の決定方法」というところの3行目、ただし書きのちょっと後ろの「予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者の当該入札価格によっては調査を行い」というのに対応するわけですね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

これがそれのことになりますね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

了解しました。ここら辺の手続は、業者さんもわかっているということですね。

○ 説明者

そうです。公告でも出しているのわかります。

○ 委員

もう一つ、1ページの応札可能業者で、700者程度というのがちょっと気になっていたのですが、程度というのは、これは具体的にリストアップされていないのかなと。

それから、700者さん全部に、ここの工事の公告が行き渡っていくのかというのがちょっと気になったのです。その広報の方法などをお聞かせ願いたいなと思ったのですが、いかがでしょうか。700者さん全部がそれを目にして、応札するかを判断するのかどうか。

○ 説明者

広報につきましては、基本的には、会計管理課の電子入札のシステムや、日刊建設新聞等の機関紙や××のホームページへの掲載という形でさせていただいておりますが、全部が全部目を通したかと言われると、そこはちょっとわからないのですが、そういう形で、



広報は広くさせていただいております。

○ 委員

工事の内容から見ると、リスト自身はパッとつくれないけれども、業者数はこの程度だという感覚なのではないでしょうか。そこら辺がちょっと気になったのです。あるいは、リストをバーッとやって、700以上あったという……。

○ 説明者

茨城県の名簿がありまして、電気工事に絞ったら700社と出てきたのです。

○ 委員

程度というのがちょっと気になったものですから。

○ 説明者

もう少し細かく出るのですが、程度という話で……。

○ 委員

わかりました。700までいったらどうしようもないでしょうが、できたら、リストができていて、それですぐ検索できるようなシステムができるといいですね。そこら辺はやったほうがいいかなというのが私の意見です。程度というのがちょっと気になった。細かいことで済みません。

○ 説明者

ほかに何かご意見等ございませんか。

なければ、この審議はこれまでといたします。

きょうの審議の結果を踏まえまして、今後の入札に生かしていただければと思います。お疲れさまでした。

○ 説明者

ありがとうございました。

○ 委員

お待たせしました。

では、4番目の審議案件で、河川除草工事で、発注機関さんが××さんです。ご説明、よろしくをお願いします。

○ 説明者

××でございます。よろしくをお願いします。

着座にて説明させていただきます。よろしくをお願いします。

お手元のNo.4の案件、河川除草工事につきまして、まず、資料の1ページをごらんいただければと思います。

工事の名称でございますが、××の河川除草工事でございます。

工事の種別としましては、土木一式工事でございます。

工事の場所でございますが、8ページをめくっていただければと思います。

位置図ということで、一級河川××、場所としましては、××でございます。

××につきましては、当事務所管内としまして、東側を××、西側を××に挟まれる形

で、ちょうど真ん中あたりを南北に流れます一級河川でございます。さきの××におきまして、今回の場所よりも下流部になりますが、××におきまして××に向けての進められているといった河川でございます。

今回の工事範囲でございますが、××と××の境より××市域に入りまして、約 4,700 メートルの区間を除草するというものでございます。

1 ページへ戻っていただきまして、3 ページに工事概要と施工概要がありますので、あわせて見ていただければと思います。

除草工事につきましては、年に1回、管理しております河川の除草をするというものでございます。

時期としましては、お盆の時期を一つの目安として、できればお盆の前あたりにやっていきたいといった工事になっております。

今回の工事でございますが、工事延長 4,700 メートル、右岸・左岸合わせまして、面積にしまして 5 万 3,000 平方メートル強を、肩かけ式の草刈り機と、押していくような形で草刈りをするハンドガイドという機械で除草をしていくということでございます。

工期につきましては、平成 26 年 6 月 20 日から平成 26 年 9 月 30 日までということで発注してございます。

次に、入札方式でございます。

予定価格が税抜きで 268 万円でありますことから、指名競争入札の方式にて入札を執行しております。

5 ページ、6 ページをごらんいただきたいと思います。

指名業者の一覧でございます。

指名に当たりましては、当事務所管内におきまして、土木一式工事の格付が B 等級及び C 等級の業者より、今回におきましては、B 等級 6 者、C 等級 6 者、計 12 者を選定してございます。

選定につきましては、地理的な条件を一つの目安として、メインとしまして、信用度や技術者の状況等々を考慮しまして選定してございます。

次に、入札の結果でございます。

1 ページに戻っていただきます。

あわせて、2 ページの入札書取書をごらんいただければと思います。

指名につきましては、12 者を指名しました。

入札に関しましては、1 者が辞退したということで、11 者で執行してございます。

予定価格は、税抜きで 268 万円ということでございますが、落札したのは、××で、落札価格は、税抜きで 259 万円、落札率は、96.6% ということでございます。

具体的な工事につきましては、平成 26 年 9 月 1 日に工事完成通知を受けまして、9 月 4 日に完了検査を実施し、完了しておるという内容でございます。

除草工事につきましては、工事成績の評定対象外ということでございますので、評価の報告書はございません。

最後になりますが、この工事の状況といたらないのですか、9 ページ、10 ページに写真をつけさせてもらっております。9 ページが、延長が長いので抜粋でございますが、着

工前の状況の写真、10ページにつきましては、施工後の同じ場所での状況写真ということで、堤防の法面及び堤防の上の天端の除草をしてございます。

簡単ではございますが、以上、当案件のご説明でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

○ 委員

聞き漏らしたのかもしれないのですが、この除草はどのくらいの頻度でやっているのですか。

○ 説明者

年に1回でございます。

○ 委員

それは毎年やっているということなのですか。

○ 説明者

はい。昔は2回やらせていただいたのですが、財政厳しき折、今は1度で、時期的にはお盆前後。今回は8月上旬に除草しておりますが、その辺をめどに、年1回という頻度でやっております。

○ 委員

完成後の写真を見ると、この川は、どちらかというと、親水性を担保するような川なのですか。近隣の方が近づいて水に触れるような川……。

○ 説明者

どちらかというと、農業用の排水が主たるところという河川でございます。下流に行きますと、一部、親水性を持った部分もありまして、ロードパークと一体的な利用をするような場所も設けておりますが、機能としましては、全体にわたっては、農業用の排水に近いところでの利用が強いと思います。

○ 委員

農業用水として取水することはないのですか。

○ 説明者

取水はしないですね。

○ 委員

では、水に有害なものが入るといった心配はそんなにしなくて済む河川ですかね。

○ 説明者

主たるところは、まさに田んぼの中を流れていくような川ですから、その点は大丈夫だと思えます。都市部に近いところについては、都市の雨水等も入ってきますが。

○ 委員

現実的な工事期間はどのくらいなのですか。これは4.7キロメートルで、3カ月間かけてこれではないですよ。

○ 説明者

今、人集めがなかなか大変ということもあるし、時期を見計らっての作業になりますので、ある程度余裕を持った形での発注をさせていただいています。

作業としましては、除草工事そのもので、除草して、すぐに持っていくのではなくて、ある程度乾燥したような形になりますので、2週間ちょっとぐらいですかね。もっとかかるかもしれません。延長が長いですし、右岸、左岸がありますので。

○ 委員

というのは、4,700メートルあると、3カ月もかかっていると、最初に刈ったところにまた生えてくるかなど。写真ではそれが見受けられなかったので、「あれッ」と思っただけなのですね。

○ 説明者

それについては、担当がある程度確認しながらということですよ。

○ 説明者

着工前までの長さにはならないですが、検査をするところには、10センチぐらいまで出てしまっています。

○ 説明者

完成時に写真を撮って、証拠写真といったところも含めて検査をさせていただいているというのが実態です。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

毎年これだけ伸びてしまうわけですね。樹種を変えるとか、護岸に何かしら手を入れるとか、もっと頻度を下げようかなど思っていたのです。毎年毎年というのもどうなのかなど。そのあたりはどうなのでしょう。

○ 説明者

工事費等との兼ね合いになろうかと思えます。

1つは、これは暫定断面という形で、将来形は、法を石積みで起こしていくような状態になるのですが、そういう形状の中で、要は、土の堤防で、張り芝等で養生して工事を終えているというのが実態でございます。

植生云々につきましては、自然な形で草が生えてしまっているというのが実態かなと思っていますので、それに対して、効力をもって短目の、というのは、今のところはやっていないし、張り芝で工事を終えているような状況です。

○ 委員

感想じみたあれで申しわけないですが、この前の××のときも、××があふれて浸水してしまったのですが、この断面とこの草の状況だと、流下能力は非常に低下している状況になっているわけですね。将来、ある程度整備された形になっていくと思いますが、そこら辺はぜひ早目にやっていただきたい。これから防災上の対応が非常に大事で、草を刈るのも、流下能力、防災上の機能を確保するのに大事なので、年1回で本当にいいのかどうかというのがちょっと気になります。どうぞよろしくお願ひします。

○ 委員

ほかに。

○ 委員

今回の工事は、8ページの位置図でいいますところの黄色い部分の4.7キロメートルということだと思うのですが、下流部分というのですか、下の部分についても除草が必要なのかなと思うのですが……。

○ 説明者

ええ。管内全体で××河川ありまして、63キロメートルほどありますが、今回は、それを12工区に分割した形で発注させていただいたうちの一部分、1工区でございます。ですから、同じ時期に一斉に出していくということの工事内容でございます。

○ 委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 委員

ありがとうございました。除草に対する考え方が先生方にもいろいろありますが、きょう出ました審議の結果を踏まえていただきまして、今後の発注に生かしていただければと思います。よろしくお願いします。

○ 委員

お待たせしました。

では、審議案件の5番目で、道路舗装工事ということで、××さんからご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××でございます。担当者も4名同席させていただいております。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の資料No.5の案件について説明させていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

審議事案説明書でございます。

入札方式は、一般競争入札です。

工事名は、××、道路舗装工事です。

この場所は、××地内でございます。

この位置につきましては、14ページをお開き願います。

××の管内図の一部でございますが、中ほど付近に赤く着色されておりますのが××の中心市街地でございます。

幹線道路は、南北方向、この図面でいいますと上下方向ですが、××、東西方向に××が通っております。

××の現道は、××周辺を通っており、慢性的な交通渋滞が発生していたことから、市街地を避けたバイパス整備を平成5年度から行っております。

今回の舗装工事箇所は、図面右側の赤丸で着色された箇所でございますが、この工事の完了に伴いまして、昨年7月には、××から××の接続まで、約2.9キロメートル区間を開通させることができました。

1ページに戻っていただきたいと思います。

工事概要でございますが、延長が190.7メートルとなります。

なお、この延長は、アスファルト舗装を施工した延長でございます。

平面図が15ページに、工事の着工前と完成後の写真が16ページにそれぞれ掲載されておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

主な工事内容ですが、車道部の舗装が2,020平米、橋の舗装が310平米、防護柵工が540メートル、区画線工が6,851メートル、排水構造物工が12.8メートルとなっております。

区画線工につきましては、15ページの平面図でも示してありますとおり、舗装が既に完了している区間や暫定供用区間での引き直しも含まれております。

1ページに戻っていただきたいと思います。

入札参加資格でございますが、予定価格が2,310万円であり、1,000万円以上であることから、舗装工事の格付がA等級であること、茨城県内において過去10カ年以内に、国、地方公共団体、公団等が発注した舗装工事を元請として施工した実績があること。この舗装工事は、アスファルト舗装工事にしてございます。また、主任技術者を対象工事に専任で配置できること。それから、地域要件としまして、××事務所管内または××事務所管内に主たる営業所、本店があることとしております。

入札参加資格設定の経緯及び理由ですが、先ほど述べましたように、地域要件については、××事務所管内の入札参加資格を満たす業者数が10者でありますことから、××事務所管内の13者を含めまして地域要件を設定し、応札可能業者数を合わせて23者としております。

入札の結果でございますが、2ページの中段の表の落札結果をごらんいただきたいと思いますが、入札参加者は7者ございまして、その中で一番小額の金額を入れております××が落札しております。

また1ページに戻っていただきまして、契約金額は、税込みで2,376万円でございます。

落札率は、95.2%でございます。

3ページは、工事起工概要書でございます。

4ページから5ページが積算内訳書になっております。

6ページから10ページまでが入札公告書でございます。

11ページが、公表した契約内容でございます。

12ページが、変更した契約内容でございますが、当バイパスの開通に向けた安全対策につきまして、地元警察署と幾度か協議をした結果、通行者、歩行者の安全を確保するために、車線分離標を追加するとともに、防止柵、区画線、道路鋸等を増工したことから、691万2,000円の増額となっております。

13ページが、工事成績評定結果でございます。

評定点は、81.2点でございます。

14ページが、先ほどごらんいただいた位置図でございます。

15 ページは、工事区間の平面図でございます。

16 ページが、工事着工前と完成の写真となっております。

以上で、私からの説明は終わりにさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

○ 委員

変更契約の理由のところの通行者の安全確保は前からわかっていたことではないのですか。今回の舗装工事の長さは190メートルですね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

その中で新たに追加しなくてはいけないというのは、最初からわかっているもよさそうなものだなという感覚がするのですが。

○ 説明者

交差点の中で、赤白のラバーポール、仮に転倒しても車道のほうに行かないようなものとか、現地である程度形ができてから、警察署と一緒に歩いて調査して、こういうのが必要でしょうというのは当然必要になってきますので、そういう立ち会い協議をして、それから追加するという可能性がございますので、その関係で追加してございます。

○ 委員

そうすると、それは、今まで使われていた部分ではなくて、新規に舗装工事が必要になった部分に関しての追加で、現地調査をしてみたら、そういう結果が出たという判断ですね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

ほかに何かございますか。

○ 委員

それともちょっと関連するのかもしれないのですが、この工事の契約が年度末のぎりぎりのところで始まって、結局、年度を越えて工事の追加があるということからすると、2つの年度で分離発注しているのではないかといううがった見方もできなくはないのかなという気がするのですが、そもそも最初の工事の発注が年度末になった背景や理由などはあるのでしょうか。

○ 説明者

この工事の前段の工事の中でも、道路改良舗装工事という工事を出しておりまして、2.9キロメートル区間で、年度計画を立てながらやっているわけですが、その道路改良舗装工

事の中で、例えば、この辺は田んぼの区間ですので、そこで必要な工事、軟弱地盤対策が必要になったといったことで、前の工事が若干遅れぎみになってきているということがございましたので、開通させるためには、年度末に近くなっておりませんが、引き続き、その工事を出しまして、継続して工事を完了させ、開通に至るという考えがございましたので、年度末になりましたが、工事を発注したということで、早期にバイパスを開通させるという意味で出しております。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

これも応札可能業者が 30 者に達しないのですが、地域は広げていただいたようなのですが、例えば、条件的な部分とか、ここは譲れないとか、大体、これが限界的な部分ということなのではないか。

○ 説明者

はい。県の中では、一般競争参加資格の条件を設定しておりますガイドラインがあるのですが、一つの工事事務所管内にそれを満たす業者がいない場合は、県内をブロック分けにしまして、××事務所の場合は、××事務所管内と一緒にブロックに入っております、たまたまこの案件は、××で 10 者、××で 13 者が舗装の A ランクということで、合わせて 23 者で、30 者に満たないのですが、それ以上の拡大をしないで、23 者の中でも競争性のある入札ができると判断いたしまして、そのブロックの中で競争させたということでやっております。

○ 委員

ブロック内で最大に確保して、かつ業者の質も確保しながら、このあれにしたということですね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

その点なのですが、今回、7 者さんが入札されたということで、これである程度競争できるかなということですが、経験的に、××事務所さんと××事務所さんで大体 23 者程度は見込めると考えておられるのですか。

○ 説明者

はい。今までの舗装経験の数で言いますと、5 者から 7 者から 8 者程度の中で競争入札が……。

○ 委員

この種の工事は、大体その程度入札していただけたのかと考えたのかですね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

ほかに特にございませんでしたら、この案件はこれまでということにいたします。

本日の審議結果を踏まえまして、さらにいい入札ができるようにご努力いただきたいと



思います。よろしくお願いいたします。

○ 委員

では、6番目の審議案件ということで、××修繕工事ということで、××さんからご説明をお願いいたします。

○ 説明者

××でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、××において発注いたしました××修繕工事の入札及び契約の状況につきましてご説明いたします。

まず、この工事についてご説明いたします。

この工事は、××の適正な維持管理を目的とした事業の一環として、××の修繕を行っている工事であります。

県内の××につきましては、県内を5ブロックに区分し、××に精通した専門業者による年1回の点検を委託しているところであります。

その点検結果や職員による現地調査をもとに、××の更新等の必要性を判断し、修繕工事を発注しております。

審議対象の××修繕工事につきましては、平成26年度の最初の修繕工事でありましたが、××、××及び××管内において、修繕工事の必要のある××をまとめて発注したものであります。

それでは、お手元の審議事案説明書1ページをごらんください。

初めに、入札の方式ですが、指名競争入札であります。

工事名は、××修繕工事でございます。

工事種別は、電気となります。

工事場所につきましては、××ほか7カ所でございます。

次に、工事の概要についてご説明いたします。

工事は、××、××及び××管内に設置されている××のうち、老朽化等により改修が必要な××につきまして修繕工事を行いました。

工事の主な内容としまして、老朽化した××17灯、××6灯の更新、××1台の更新、傾斜した××1本の改良及び××1本の更新、そのほか、××の更新に伴い、ケーブルの引き直し、××への反射材の取り付けなどを行っております。

以上が、工事の概要であります。

続きまして、本工事の指名業者選定の経緯及び理由につきましてご説明します。

予定価格が250万円を超え、1,000万円未満の工事につきましては、指名競争入札により実施しているところであります。

本工事につきましては、予定価格が消費税込み405万円でありましたので、指名競争入札の方法により発注いたしました。

指名業者数ですが、7者を指名しております。

お手元の資料5ページの指名業者選定理由書をごらんください。

業者の選定に当たりましては、まず、入札参加資格者名簿に記載されている業者で、電気工事の格付がC等級以上であることとなります。

地理的条件としましては、茨城県内に本社があり、工事を施工できる体制があることとなります。

技術的な条件としましては、××工事の特殊性から、信用度が高く、××工事に精通した技術者を確保でき、施工実績があることとしております。

以上の条件を満たす業者は、県内で7業者のみとなりますが、その7業者について、入札委員会による審議を経て指名いたしました。

なお、平成26年7月から該当する業者が1者増えまして、××工事に係る指名業者につきましては、8者を指名しているところであります。

続きまして、入札の経緯及び結果についてご説明いたします。

2ページの入札・見積結果情報閲覧（入札書取書）をごらんください。

入札参加業者は、指名した7者であり、電子入札により、平成26年6月11日に開札した結果、最も安い価格の札を入れました××が落札、金額は、税抜き350万円でございます。

1ページへお戻りください。

契約金額は、350万円に消費税を加えまして378万円でございます。

落札率は、93.3%でありました。

この入札結果により、××の××と契約いたしました。

契約の内容につきましては、6ページの「契約内容の公表」に記載してあるとおりでございます。

最後に、工事の施工状況についてご説明いたします。

まず、工事場所ですが、8ページの位置図をごらんください。

××、××、××及び××の8カ所で××修繕工事を行いました。

次の9ページをごらんください。

××の工事写真となります。

××の更新とケーブルの引きかえ工事ではありますが、上段が施工前、中段がケーブルの引きかえ工事作業中の写真、下段が施工後の写真となります。

次の10ページの写真をごらんください。

××の交換工事であります。××は機能しておりますが、老朽が著しいことから更新し、あわせて表示板も交換しております。

次の11ページの写真をごらんください。

××であります。××が道路側に傾斜したことから、基礎部分を工事し直し、柱を真っすぐに改修したものです。

工事は工期内に終了し、7月22日に完成通知書を受け、7月28日に完成検査を実施し、仕様書のとおり完成しましたので、同日、引き渡しを受けました。

7ページをごらんください。

工事完成の評定結果でございますが、このように業者へ通知しております。

なお、評定点 65 点以上が検査合格となります。  
以上で、××修繕工事についての説明を終了します。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

では、私から。指名業者 7 者で、今度、8 者になったということなのですが、C 等級で茨城県内に本社がある電気業者という、数はもうちょっと多いように思いますが、この 7 業者を指定していく具体的な理由はどんなところにあるのでしょうか。この中で幾つか挙げられているのですが。

○ 説明者

特に大きな要素としまして、××という重要なものでありますし、ある場所も交通の要衝でありまして、交通量が非常に多いところで、そういう場所で施工する業者は実績を非常に大事にしております、そういう意味で、県内となりますと、現在、7 者が××のできる業者になっております。

○ 委員

例えば、過去何年以内に、どの程度の規模のものを請け負ったことがあるといった要件になるのですかね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

あと、ここには出ていないけれども、客観性のある基準があつて、それに当てはめていくと業者が挙がってくるということですか。

○ 説明者

実績があるという業者になります。

○ 委員

受注実績というか、工事实績みたいなことですね。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

今回、7 者ということなのですが、ほかにも、C 等級の業者さんもかなりの数がおられるということですね。

○ 説明者

電気としてはございますが、信号ができる業者としましては、こちらの業者となると思えます。

○ 委員

C 等級の電気工事ができる方は、××ではないということですね。

○ 説明者

そうですね。

○ 説明者

ほとんどがAの業者になっていますが、予定価格からいきますと、格付基準でC等級ということになりますので、検討基準としてはC等級という形にしています。ただ、実質的に実績のある業者は、等級で言いますと、Aがほとんどとなっています。

○ 委員

この業者さんが××をやっている、ということになるのですね。

○ 説明者

Bが2者ということですね。

○ 委員

入札金額が微妙な差なのですが、その差はどこから出てくるのかというのはおわかりになるのですかね。10万円とか、15万円とか、全体からすれば何%の差でしかないのですが、その詳細まではわかりませんか。

○ 説明者

そうですね。

○ 説明者

この年度に関して申しますと、入札の段階で内訳書の提出を義務化していませんでしたので、落札できなかった業者が、こういった内訳でこの金額にしているかというのは、正直、私どもでもはかりかねます。

○ 委員

結果的に、この7業者の中で、場所が一番近いところが……。

○ 説明者

今回はそうですね。

○ 委員

これは偶然ということなのでしょうね。

○ 委員

××は特殊なものです。当然、つくっているメーカーさんも限られてくると思うのですが、そこから入ってくる値段は同じなのですかね。業者さんによって、取引の都合上といったこともあるのですか。そういうのが金額にも影響するのですか。それとも、単なる人員の……。物自体の金額を引いて、あとは手間といった類いのことになると思うのですが。

××のメーカーさんは何社ぐらいあるのですか。

○ 説明者

××の製作という点で申しますと、心臓部の制御機という精密機械の箱を製作している業者で茨城県内に入っているのは5社、そのほかに、××を製作している業者になりますと、たしか4社だと思いました。

○ 委員

専用のものであれとばらばらなのですか。

○ 説明者

はい。××のメーカーによりまして、うちは××はつくりませんか、ばらつきがあり

ます。この応札している業者につきましても、基本的には、そのメーカーのどこかと代理店契約といった形をとっておりますので、出荷するメーカーも受注者によって違いますし、そこでの契約の部分は私どもでもわからない部分です。ですので、価格としては、恐らくばらつきは出ていると思います。

○ 委員

今の話とかかわるのでしょうが、業者さんが少なくて、仕入れ価格が別々になってくると、これから××の整備がいっぱいありますが、かなり偏った業者さんに行ってしまう可能性はなきにしもあらずかなと思って今聞いておったのですが、そのあたり、何か対策があり得るのかなど。そこら辺がちょっと気になったのですね。業者さんがたくさんおられれば、競争という形がもっとうまくいくと思うのですね。これも感想じみた意見で申しわけないのですが。

○ 説明者

1,000万円以上の××工事は一般競争入札にかけているのですが、現状としまして、割合としまして、大体3割が指名、大体7割が一般競争になっています。一般競争になりますと、地域要件を県内にしませんので、20者以上入ってきますので、そういう意味では…

○ 委員

それでも二十何者なのですか。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

意外と少ないですね。そのあたりも少し意識してやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○ 説明者

わかりました。

○ 委員

ほかに。

なければ、この案件はここまでといたします。

きょうの審議の結果を踏まえていただいて、今後の入札に生かしていただきたいと思えます。

○ 説明者

よろしくをお願いします。

○ 委員

ご苦労さまでした。

○ 委員

では、7番目の案件で、××さんなのですが、××さんにつきましては、平成25年の第3回のときも審議事項に上がっておりましたので、今年度から新たに委員になられた先生

方もおいでですので、事務局から簡単に、前回のところのご説明をいただきたいと思いません。

#### ○ 事務局

それでは、事務局から説明させていただきます。

事前に送付させていただきました参考資料、左側がホッチキスでとまっているもので、参考資料1と書いてあります。1枚めくっていただきますと参考資料2となつてございます。こちらをごらんください。

平成25年度第3回定例会議に当たりまして、委員会において、工事の発注が少ない部局の案件を指定して審議することと決定され、この決定を踏まえ、委員会として指定したのが、ここに記載の5件でございます。

この指定に至る背景ですが、この第3回の会議に先立つ第2回の会議において、工事の発注の少ない部局の案件を審議した際に、事務の不慣れであった等の理由から、競争性が十分に確保されていないのではないか、あるいは、入札手続に関する部分が明確になっていないのではないかとのご意見がございました。

ここに記載の5件につきましては、工事の発注の少ない××の案件ですが、いずれも落札者が同じ業者であり、また、資料の下側に参考として記載されておりますが、××に関するものは、落札率がいずれも100%に近い状況でございました。これに着目しまして事案が指定され、審議されたところです。

次のページをお開きください。

審議の結果につきましては、平成26年4月に入札監視委員会から通知されておりますが、××に関するものは、次の3ページに記載がございます。

4と5が××に関するものになります。

まず、4に、競争入札を行っても、なお落札者が特定の者に集中する場合は、入札の公平性に疑念を生じさせるおそれもあることから、競争参加資格の設定方法、業者の選定方法、予定価格の設定方法等を再度精査した上で、可能な限り入札参加者を増やし、実質的な競争性が確保されるよう改善に努めることとされております。

また、5に、工事の発注に係る規定等を定めていない部局にあつては、入札方法の選択、競争参加資格の設定及び業者の選定等に係る恣意性を排除するため、これらに係るルールの整備とともに、その適切な運用を図ることとされており、その具体例として、入札方法の選択基準の整備等が挙げられております。

以上の2点が、××に関する委員会の意見となっております。

平成25年度の審議の経緯については、以上でございます。

よろしくご審議、お願いいたします。

#### ○ 委員

そういった前回の審議の結果を踏まえまして、××さんのほうでどのような改善をなされたのかということとか、その後の入札の状況はどうだったかといったことのご説明をいただいて、今回の案件の説明をいただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

○ 説明者

××と申します。よろしく申し上げます。

座って説明させていただきます。

まず、前回の本委員会でのご指摘に対する対応については、「前回の指摘事項とその対応について」というペーパーをお手元に配付させていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

まず、前回の委員会におきまして、今、説明がありましたように、2点のご指摘をいただいております。

1点目は、可能な限り入札参加者を増やして、実質的な競争性を確保するということでございました。

これにつきましては、下の丸の「1について」に書いてございますように、入札参加者を増やすために、従前から、××掲示や××ホームページへの掲載のほか、入札予定を業界新聞に情報提供するなどの広報も行っていました。平成26年度からは新たに、電子入札用ホームページの入札予定欄に××の予定を掲載してもらうようにいたしました。

その結果、多少ではございますが、入札に参加してくれる新規業者が増えてきているという状況でございます。

2点目でございますが、工事の発注ルールをつくり、その適切な運用を図るというご指摘でございます。

従来、××の一部であったという経緯から、工事執行手続のルールに関しては、原則的に県土木部に準ずるという考えで行ってきたところでございます。

前回委員会のご指摘を受けました後に、××に、規定の整備について要望したところでございます。

××におきましては、これらを踏まえ検討していくということで、今年度末に規定の整備をするということで、現在、手続を進めていると聞いております。

以上が、前回のご指摘に対する対応でございます。

○ 委員

その部分を含めて、一括で質問を受けたいと思うので、続けてください。

○ 説明者

では、引き続き、審議案件についてご説明させていただきます。

お手元の資料No.7でございますが、工事名、××設備改修工事につきまして説明させていただきます。

資料1ページをお開きいただければと思います。

まず、工事発注の経緯でございます。

昭和63年新築以降、××は27年が経過し、老朽化が進んでおります。また、××も変化しておりますし、当時、××により、××が厳しかったことから、××を稼働することが難しいという状況になりました。このため、平成23年度から、××ずつ休止させながら、古くなった××を順次改修するという工事を行っていました。

今回の工事は、その一番最後の工事といたしまして、××休止となっておりました××の再開に向けて、当時、××として使用しておりました××に改修するという工事を行っ

たものでございます。

工事の種別は、建築工事でございます。工事の概要は、個室に洗面所・トイレを設置する、共用トイレをきれいにする、××を改修するなどの工事でございます。

建築内装工事といたしましては、天井、壁面、床面の改修のほか、折れ戸、ユニットシャワーの設置、トイレブースなどの改修を行っております。

衛生設備工事といたしましては、洋風大便器、洗面器具、流し台の交換設置、電気工事といたしましては、コンセントの設置、××の設置、廊下灯の交換設置などを行っております。

次、業者の入札参加資格といたしましては、県の入札参加資格者名簿に登録された管工事の格付がB等級であること、かつ建築工事の格付がA等級であること、また、県内に本店または営業所等があるなどいたしました。

資格設定の経緯といたしましては、広く参加者を募り、できる限り安い価格で工事ができるようにするため、一般競争入札としてございます。

また、工事箇所が××ということもございまして、信用度及び技術的な適正を確保するため、メインの××設備工事に関する管工事の等級と建設工事の等級を必要とすることいたしました。

この場合において、発注基準の金額では、管工事、建築工事ともA等級ということになりますが、そのままでは応札可能業者が、土木の基準では30者以上とございまして、30者以下になってしまうことから、××では、管工事の等級を1等下げまして、管工事をB等級、建築工事をA等級という設定にさせていただいたところでございます。

この条件のもとですと、応札可能業者は45者となります。

平成26年7月14日に公告を行いましたところ、このうち4者から入札参加資格確認申請がありまして、確認の結果、4者とも参加資格ありとなったところでございます。

入札結果でございますが、お手元の資料の2ページ、入札確定書をごらんいただきたいと思っております。

平成26年8月5日に実施いたしました入札におきまして、第1回目では最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、直ちに第2回目の入札を実施いたしました。第2回目の入札におきましても最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回目の入札で最低入札価格の入札書を提出した××と見積もり合わせを実施し、その結果、見積価格が予定価格に達したことから、税抜きの4,800万円で決定したという経緯でございます。

お手元の資料の9ページでございますが、変更契約の内容です。

10年ぶりの××ということで、先進事例を調査し、時間をかけて、どのようにするかということの打ち合わせを行ってまいりましたが、実際に工事が始まりますと、当初の内容を変えてほしいという要望が××から出ましたことから、設計変更を行いました。

設計変更に伴う見積もり合わせの結果でございますが、税込みで75万6,000円ということになってございます。

お手元の資料12ページ、13ページに完成した写真を掲載しております。

右上が、2カ所ございます××の1つでございます。その下の1つが個室、右上が大部屋の××、その下が共用トイレ、一番右下が、個室の中にあるシャワー室と個室トイレと



いうことになってございます。

おかげさまをもちまして、改修した××については、××からの評判もよく、××をお迎えしたところでございます。

最後になりますが、××の入札に関する基本的な考え方を述べさせていただきたいと思っております。

××が大きく伸びる中で、財政状況が厳しいことから、来年度も××となるなど、××をめぐる環境が非常に厳しくなっております。

一方で、××といたしまして、県民の皆様にも××を提供しますとともに、民間では行えない××についても、積極的に手を出していかなければならないと考えてございます。そのためには、より一層、××を図っていくことが必要であると考えておりました、これは県議会からも強く要請されているところでございます。

このため、××では、もちろん収入も頑張っ確保していこうと思っておりますが、一方で、××の安全を確保しつつ、あらゆる面で費用の削減・抑制を進めていく必要があると考えておりました、適正な入札を実施してまいりたいと考えておりますので、この場におきましても、先生方からいろいろなお指摘、ご指導をいただければありがたく存じます。

説明は、以上でございます。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの前回以後の説明と今回の説明につきまして、ご質問、ご意見があればどうぞ。

○ 委員

応札可能業者さんの数を増やすために、管工事に関してはB等級までに増やしたということですが、その効果はございましたか。この入札者の数は4者さんでしたかね。そこらを増やしたところの効果はあったのかなというのが気になった。

○ 説明者

建築一式工事A等級かつ管工事A等級ですと、該当する業者さんが1者しかないものですから、そもそも……。

○ 委員

それで今回、4者の中にB等級がおられたのかな。これを増やした部分で、うまくそこから入札していただいた人がいたのかな。そういうことですね。

○ 説明者

そうですね。4者ともB。

○ 委員

そこを増やさなかったら、不調になった可能性もあるということですね。増やすことは大事だということがよくわかりました。どうもありがとうございます。

○ 委員

前回の審議以降の入札は、今回が初めてではないのですね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

ちなみに、前回以降の入札の状況はどんな感じなのですかね。

○ 説明者

先ほどお話ししましたように、土木部のホームページ等を活用させていただきましたので、今までと違う業者さんが入札に入ってきているという状況はございます。大幅に増えているということはないのですが、そういう効果はあるのかなと思っております。

○ 委員

その結果として、前回までほとんどとっていらした業者さん以外の方たちが応札したことや、落札した業者さんは……。

○ 説明者

落札まではなかなかいかないかもしれません。

○ 委員

前回以降は何回ぐらいの入札があつて、落札業者で考えて、どのくらい新規が入る余地があつたのかといったのはありますか。

○ 説明者

落札業者では出てこない。

○ 委員

ということは、その前に出た業者の方がとってらっしゃるのですか。

○ 説明者

結果的にはそうなっています。ただ、応札には来ているということで、そこは、我々としては何とも……。

○ 委員

建物の性格上、これまでにやった工事の経過があるでしょうから、それまで慣れ親しんだ業者さんのほうが有利になるのはよくわかるのですが。

○ 説明者

ただ、金額でやっていますので、そういう競争性が働いてきているのではないかとしか我々思えないのですが。

○ 委員

落札業者で考えると、今回の××は久しぶりの、ということですか。

○ 説明者

いえ、久しぶりではないです。××は、応札は前からしていまして、落札もしています。

○ 委員

ああ、そうですか。

○ 委員

そうすると、落札率も同じような傾向ですか。

○ 説明者

今回の場合で言いますと、不落随契になっていますので、かなり頑張っているのではないかという気はいたします。

○ 委員

結局、最終的には、見積もり合わせであれしたのですよね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

さっきのことに戻るようで申しわけないのですが、仮に建築がAで、管がAで、という条件にしてしまうと1者さんしかいない。これを工事として発注する場合には、なかなか対応していただけないということになると、こういう競争入札に関しては、この条件にすること自体、発注が非常に難しいような気がするのです。それは、業者さんに、そういう条件でも対応できるような技術をどんどん持ってもらおうというのも1つあるけれども、今聞いていると、それは急には増やせないということになると、これ自体は、別途（分割）というのは難しいのですかね。

○ 説明者

××1つを半年の間に一気に改修しなければ、その××があけられないということもありますので、それを分けて、工期を長くしてしまうのは難しいと思います。

○ 委員

そうですね。

○ 委員

工事内容によっては、分けるわけにいかない部分も出てきますので、その辺はなかなか難しい。痛しかゆしですね。

○ 説明者

先ほどもご説明させていただきましたが、××は昭和63年につくっております、老朽化しているということと、××が難しいという状況になりましたので、なるべく個室の中にトイレや手洗いをつくろうということで、管工事が主体になってくるところがあるので、あわせて、古くなった壁を塗るとか、リニューアルするということになりますと、しかも××を閉めるので、なるべく短期間にやりたいということになりますと、改修工事で発注を分けるのは、現実的には難しいということになりますので、ある程度総合力のある会社さんに頼まざるを得ないという実情がございます。新築の場合だと、いろいろ手はあると思うのですが。

○ 委員

いや、両方の技術を持ってもらうことを考えながら、発注をしていく必要があるように私は思っています。

○ 委員

入札と直接関係ないかもしれないので申しわけないですが、××からの要望による変更が何点かあると思うのですが、××、大変喜ばしいことではないかと思うのですが、そういうことから考えても、こういうことはすごく大事なことなので、時間的な制約があるのは重々わかっているのですが、こういったことは事前にヒアリングして、調査して、余り変更がないほうが、より合理的な発注ができると思うのですね。これからの要望ということで、その辺だけお願いしたいなと思っております。

○ 委員

ほかに。

特にないようですので、この案件はこれで終わらせていただきます。

かなり熱心な審議が行われましたので、審議結果を踏まえまして、今後も改革とか、よろしく願いいたします。

○ 説明者

どうもありがとうございました。

○ 委員

一応、午前中に予定したのはここまでですので、お昼休みに入りたいと思います。

[休 憩]

○ 委員

では、予定よりちょっと早いのですが、みんなそろいましたので、始めさせていただきます。

では、午後の部で、8番目の事案なのですが、道路改良舗装工事のことで、××さんからご説明をお願いいたします。

○ 説明者

お世話になっております。××でございます。よろしく願いいたします。

本日同席している者は、××でございます。よろしく願いいたします。

座ってご説明させていただきたいと思います。

お手元の資料No.8の案件、道路改良舗装工事でございます。

まず、お開きいただきまして、1ページの審議事案説明書をごらんいただきたいと思っております。

工事の名称でございますが、××の道路改良舗装工事でございます。

工事の種別は、土木一式工事、工事場所につきましては、××の××地内でございます。

恐れ入りますが、14ページの位置図に移っていただければと思います。

14ページに工事箇所的位置図を描かせていただいております。

中央に丸で囲んだ場所がございますが、こちらが施工箇所でございます。

××は、当事務所のほぼ中央部を横断する幹線道路でございます。東側、これは××になりますが、××と、東西方向に走ってございます××を結ぶ重要な路線でございます。

当工事箇所の東側には、××で今現在造成中がございますが、図面が大変小さくて、本当に申しわけございませんが、××でございます。

移りまして、次の15ページが平面図になってございます。朱色の部分が今回施工したところになっております。

1ページ目に戻っていただきますと、工事の概要でございます。

当該工事箇所につきましては、後で工事場所の写真でご説明させていただきたいと思

ますが、道路幅員が非常に狭く、歩道もなく、さらには、大型車の通行も非常に多いということから、歩行者の通行の安全が懸念されております区間でございます。

今回、全体の計画区間としまして、693メートルの区間につきまして道路の拡幅をするということで、両側に歩道を設置して、車両の通行及び歩行者の安全を確保するというところで、そういった効果を求めた工事でございます。

今回の工事の延長につきましては、今申し上げました693メートルのうち290メートル、幅員は12メートルについて行ったものでございまして、置換工は1,320立方メートル、下層路盤工は2,093平方メートル、上層路盤工は1,828平方メートル、アスファルト舗装の基礎工は1,904平方メートル、表層工は1,938平方メートル、側溝工は181メートルでございます。

次に、入札参加資格について、ご説明をさせていただきます。

この工事は1,000万円以上の工事でございますので、一般競争入札方式によりまして入札を執行しております。

入札参加資格は、土木一式工事のS等級またはA等級で、名簿登録がある業者としまして、この工事は現道の交通を確保しながらの施工であり、安全かつ迅速な施工が求められることから、工事の品質を確保するという観点から、最近10年以内に県内で同種または類似工事の施工実績があるという条件を付してございます。

同種または類似工事につきましては、路床の入れかえや表層の舗装を施工する工事でございますので、道路または街路改良舗装工事、あるいは道路または街路改良工事といたしました。

次に、技術者についてでございますが、供用されている道路上の工事ですので、安全対策や施工管理に万全を期する必要があることから、1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士の資格を有するなど、主任または管理技術者になり得る者を専任で配置することといたしました。

また、地域要件の設定につきましては、この工事の予定価格ですと、××に基づきまして、××事務所管内、隣接の××事務所管内または××事務所管内ということでございまして、××事務所管内の××に本社を置く業者という要件にしております、そのとおり設定した結果、応札可能者数につきましては、76者と見込まれておりました。

以上のとおり、入札参加資格の条件を付しまして、平成26年6月17日に公告し、7月10日に開札を行っております。

公告内容につきましては、7ページから10ページに添付してございます。

入札の結果につきましては、2ページの入札書取書をあわせてごらんいただきたいと思います。

参加可能業者数76者のうち21者から競争参加資格確認申請があり、入札辞退が3者おりましたので、入札参加者は18者でございます。

予定価格は税抜きで4,250万円、最低制限価格は税抜きで3,722万円、落札者は××、落札金額は税抜きで3,723万円、落札率は87.6%でございます。

入札者18者のうち、最低制限価格を下回って失格となった業者は10者ございました。

次に、変更契約の内容についてご説明させていただきます。

12 ページをごらんいただきたいと思います。

12 ページの「変更契約内容の公表」の下に変更の理由を書かせていただいております。

内容につきましては、まず1つは、当初想定した掘削土量より多かったということで、掘削工、運搬工、残土処理工を変更追加してございます。

また、起点及び終点部におきまして、現道とのすりつけ等の段差解消のために、路盤工及び舗装工を変更追加してございます。

さらには、終点部におきまして、一部、排水計画を変更いたしまして、ボックスカルバート工を追加しまして、それに伴い、あわせて40日間の工期を延長しております。

最後に、16 ページをごらんいただきたいと思います。

16 ページの上の写真が、起点側から見た着工前の写真でございます。

下が完成写真で、工事完了後は、道路の拡幅と歩道の設置によりまして、路面状況が悪く、狭隘な箇所が改良されまして、車両の通行と歩行者の安全の確保を図ることができております。

簡単ではございますが、これで概要の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

○ 委員

排水計画の変更は高低差の問題なのか、それとも放流先の何かの事情なのか、こういった事情で変更になっているのですか。

○ 説明者

15 ページにあります平面図をごらんいただきますと、図面の右、赤く着色した右上に「××」と書いてございます。倉庫でございまして、この土地がございまして。この土地につきましては、まだ契約できていないという状況にございまして、実は交渉を継続してまして、この土地の協力が得られれば、道路の両側に配置している側溝は、××のさらに右に行って、流れ込ませる場所があるわけで、そちらに導く計画となっておりますが、この用地がなかなか決まらないということが明確になった状況にありまして、それを避けるために、見えにくいかもしれませんが、道路を横断するような形で赤く着色したところが今回追加した横断でございます。今言った土地のところに側溝が設置できないものですから、反対側に設置してある側溝につないで、水を流さざるを得ないということで、こういうものを追加したということでございます。

○ 委員

では、放流先の流末へ持ってくる工事が予定どおり進まなかったということですか。

○ 説明者

そうですね。用地が決まらなかったというか、契約いただけなかったということです。

○ 委員

それで、横断する、例えばボックスカルバートが追加になったということですね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

本来は、その辺は終わる予定だったわけですね。うまくいくはずだったという話ですね。

○ 説明者

ええ。この段階では契約の見通しがあったということでやっていたところ、難しかったということでございます。

○ 委員

わかりました。結構な金額の追加になるので、本来、ある程度想定の上での契約の請負金額の設定ができれば、もうちょっと合理的な計画が可能だったかもしれないということで、ちょっと気になったものですから。段差解消や高低の問題など、現場に行かないとわからないこともあるのかもしれませんが、事前調査がもうちょっとスムーズにいければと思いますので。

○ 委員

ただ、この写真を見る限り、舗装しなければいけないということは前からわかっていたわけですね。例えば、××がその土地を売ってくれるという見通しが立った段階で工事を始める。こういうものは、契約を終了する以前に始めてしまうものなのですか。

○ 説明者

特にこの場所はカーブの区間でございまして、本来であれば、見通しが悪いカーブの場所の部分も含めて工事を行うことが望ましいわけでありますが、この現場状況として、どうしても待てない状況がありました。着工前の写真を見ていただくとおわかりいただけると思うのですが、現道が非常に狭く、そして、ここは排水が非常に悪くて、雨が降ると水がたまって、状況が大変悪いということもありまして、いち早く工事をやりたいということもあって、××のところ未買収という状況にありながら、この部分の工事に入ったということでございます。

○ 委員

では、契約を待って始めるというのが普通なのですね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

ありがとうございます。

○ 委員

非常に素朴な質問なのですが、完成後の写真で、左側のほうも歩道なのですよ。

○ 説明者

はい。

○ 委員

これは土がむき出しになっていると思うのですが、これはこのままなのですか。

○ 説明者

いえ、両側に2メートル50センチメートルの歩道を整備するということなのですが、予

算の関係で、方角的には南側、この写真でいうと、右側の歩道の整備だけを今回の工事で行ったということで、次の工事で整備していく予定でございます。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

去年でしたか、××になっているのですが、何か影響はありましたか。

○ 説明者

11月1日から見直しを行っております。それ以降、27件、入札を行っておりますが、その落札率等、今のところ、大きな変化は生じていないという状況でございます。××以降、××があったということでありまして、私、所長としての発言をさせていただきますと、できれば、ほかの事務所と同様の形で変化が出てくるといいかなと思っておりますが、今のところは、そういった状況は見えないということでございます。多少時間がかかるのかなと思っております。

○ 委員

2ページに応札のデータがありますが、最低制限価格がかなり厳しく、皆さん、これだけ頑張らなくてはいけない状況なので、何とかほかと同じようにできるように、いろいろ苦労されると思いますが、どうぞよろしくお願いします。

○ 説明者

ご指摘いただいたことからちょっとそれてしまうかもしれませんが、昨年9月の豪雨災害で、うちの管内も河川等で大変な被害を受けまして、5カ所、決壊がありました。その決壊箇所の応急復旧工事等につきましても、地元の会社さんには大変ご協力いただきまして、災害支援協定に基づいて、いろいろ対応いただいたということでございますが、地元の業者の方々には健全な経営をしていただき、足腰の強い経営をしていただき、そういったときにきちっとした対応をしていただきたいと思いますと思っております。

○ 委員

ほかになれば、この案件はこれまでとさせていただきます。

きょうの審議の結果を今後に活かしていただければと思います。

どうもお疲れさまでした。

○ 説明者

ありがとうございました。

○ 委員

では、9番目の案件ということで、××さんからご説明をお願いします。

○ 説明者

××と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

ご説明の前に、きょうの出席者をご紹介させていただきます。××でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

では、座って説明させていただきます。



最初に、20 ページの位置図をお開きください。

タイトルに「地盤沈下対策事業（大規模）」と書いてございます。審議事案を説明する前に、地盤沈下対策事業について少々ご説明させていただきます。

青の線で囲まれているところが××地区となっております。本地区は、××にまたがりまして、地区中央を一級河川の××が、図面では左上から右下に流れております。さらに、図面が小さいので、大きな図面で説明いたしますと、××、××のこの線に沿って一級河川の××、××側のところはこっちの線沿いなのですが、一級河川の××に挟まれました水田地帯でございます。

この地域は、以前より積極的に土地改良事業に取り組んできたところでございますが、昭和40年から50年代以降、周辺地域での地下水の採取に起因しまして地盤沈下が生じまして、農地や農業施設において、機場の抜け上がりや排水路の逆勾配、中だるみ等で機能障害を起こしている状況でございました。それらを解消するために、国の補助をもらいまして地盤沈下対策事業ということで、施設の整備を実施しているところでございます。

受益面積が400ヘクタール以上なら大規模ということで分類されますので、今回の地区は、このくくっているところが470ヘクタールありますので、大規模ということになっているところでございます。

全体の工事としましては、機場工10カ所、排水路工6.8キロメートル、用水路工435メートル、橋梁工6カ所を計画しているところでございます。

今回は、前年度に別工事で設置した××用排水機場の建屋の中に設置するポンプ設備工事でございます。

それでは、お手持ちの審議事案説明書の1ページから説明させていただきます。

まず、入札方式ですが、一般競争入札となっております。

次に、工事名ですが、××用排水機場ポンプ設備工事でございます。

工事種別は、機械器具設置工事です。

工事場所は、××地先でございます。

工事概要ですが、ポンプ設備工事として、横軸斜流ポンプ（パイ700ミリ）を1台、ポンプを回すモーターの電動機1台、あと、主配管類ということで、吸水、吐き出し管類、あと、天井クレーンの工事を実施しております。

23ページの工事写真をごらんください。

上の写真で、奥側がポンプ、手前のところが電動機の設置状況でございます。

右奥のポンプの下から水を吸い上げまして、写真の奥に一級河川××がございまして、そちらに水を排水するような機能でございます。

下の写真が、主配管での吐き出し管の設置状況の検査状況でございます。

申しわけないのですが、1ページに戻っていただきたいと思います。

入札参加資格でございますが、4項目ほど条件を付しております。

まず1点目が、入札参加資格者名簿に機械器具設置工事の登録があること。

2点目が、平成16年4月1日から本入札の参加申請期日の末日までに、国、地方公共団体、独立行政法人が発注した同種工事を元請として施工し、竣工した実績があること。

なお、同種工事とは、農業用排水ポンプの製作・据付工事とする。

3点目が、ポンプ設備の保守管理等の体制が整備された会社組織があり、かつ、平成16年4月1日から本入札の参加申請期日の末日までに茨城県内の維持管理の実績があり、工事完了引き渡し後において、土地改良区の維持管理の要望に速やかに対応できることということでございます。

4点目が、平成16年4月1日から本入札の参加申請期日の末日までに、同種工事において、主任または管理技術者または現場代理人として施工した実績があることの4点を条件として付しております。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、当該工事はポンプ設備工事でありまして、正確に製作する技術が必要な工事であり、企業の技術力と実績を要件といたしました。

ポンプ設備工事においては、参加資格要件の県内実績業者30者に満たないことから、事業主管課と協議しまして、資格要件を決定しております。

応札可能業者数は、16者となります。

契約金額は、4,244万4,000円となっております。

入札の経緯及び結果としましては、入札参加者は2者となっております。

落札者は、××に支店がございます××となっております。

予定価格は税抜きで4,059万円、最低制限価格は3,396万円、入札価格は3,930万円でありまして、落札率96.8%となっております。

添付資料としまして、2ページに入札の書取書がありまして、2者が応募し、××が落札しておるところでございます。

3ページは工事起工概要書、4ページから13ページは積算の内訳になっております。

14ページから17ページは入札公告となっております。

18ページは契約内容の公表となっております。

19ページが工事成績評価結果表で、評点は72.4点となっております。

20ページから23ページは、位置図、平面図、完成写真を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

○ 委員

本件で応札可能業者数が16者なのですが、この資格要件を決定するに当たって、平成16年4月1日から参加申請期日の末日までと期間的な限定をしているのですが、これに限定した理由はどこにあるのでしょうか。

○ 説明者

××で10年というのがありましたので、16年からということで設定しております。

○ 委員

そうすると、できるだけ30に近いような形をとるための努力はどういった形で……。

○ 説明者

ポンプメーカーの大手は、関西、関東で大体3者ずつということで、そのほかの小さい会社を入れても8者程度なのですね。ここの中でも、維持管理を速やかにやるということで、県内のそういう業者も入れまして、要するに、代理店や取扱店を含めまして16者という形になるのですね。今までも、そういう会社は余りないという状況で、必ず本課と協議してから発注するといった形になっております。

○ 説明者

10年を、例えば15年とかに広げても、受注実績は同じだと思います。

○ 委員

ありがとうございます。

○ 委員

ほかには。

○ 委員

今の話に関連しますが、今回も応札者2者ということですね。こういうポンプ設備に関しては、今までも応札される業者さんは少ないですか。

○ 説明者

そうです。2者から3者です。

○ 説明者

平成25年から27年、ことしまで3カ年を調べてきたのですが、それでいくと、ほとんど2者から4者の応札という形になっています。ポンプ関係、あと、うちでは除塵機やゲート設備などもやっているのですが、そういうものも含めまして、施設機械としては、2者から4者程度という実績になっています。

○ 委員

こういう工事はたくさんあるわけではないから、なかなか難しいでしょうが、できるだけ応札していただけるように考えないと、同じ業者さんに行ってしまうような状況になるので。わかりました。どうもありがとうございました。

○ 委員

入札と全然関係ない話で申しわけないですが、工事成績評価結果表に出ている受注者名と××、これは何で違っているのですか。これは何か理由があるのですか。

○ 説明者

××、入札電算システムには××しか出なかったのです。

○ 委員

では、正式な社名は漢字なのですね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

この字が出てこなかったということですね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

社名変更とかではなくて、それだけの理由なのですね。

○ 説明者

はい。19 ページの名前が正式な名前です。

○ 委員

わかりました。確かに、こんな字は余り見たことがない字ですね。

○ 委員

××事務所さんにも聞いたのですが、××が変更になりましたね。影響はどうですかね。

○ 説明者

私どもは、A以上については、30 者を確保するという観点からだ、××全部という形なのです。

今回、Bランクの者が該当するのですが、11 月以降に発注したのは1 者でした。うちも、早期に効果を発現するというので上半期に出してしまっているので、今のところ、Bランクで出したのは1 件ということで、今のところ影響は別にはないと思います。

○ 委員

ちょっと見てみないとわからないですね。

ちなみに、ポンプ設備の保守管理等の体制が整備された会社組織というのは、ポンプの専門業者という意味なのですか。

○ 説明者

メンテナンスをやっているところが近くに無いと、つくった後は、地元の土地改良区に譲与されるのですが、田植え時期にポンプが壊れた場合などで、「では、土日は会社が休みなので月曜日にお伺いします」というようなことだと地元から怒られてしまいます。土・日だろうが何だろうが、すぐに、メンテナンスに飛んできてくれるような組織体制が近くに整っている必要があります。

○ 委員

そういう部署があるといった意味なのですか。

○ 説明者

はい。

○ 委員

その管理費用は、土地改良区が別途、契約をまたするわけですか。

○ 説明者

工事が終わったら、施設は土地改良区に渡しますので、あとは土地改良区のほうでメンテナンスなどを頼んで、お金はそこでやってもらうという形です。

○ 委員

そうすると、設置した業者に、その後の保守管理も頼むということになるのですか。

○ 説明者

大体そうですね。ただ、大手の例えば××がつくったとしても、××と契約している××などでやっているところもあります。

○ 委員

もう一つ、今回の工事そのものは、ポンプの設備を設置する工事ではなくて、ポンプそのものも仕様に合わせてつくるところも含めての、ということになるのですか。

○ 説明者

そうです。ポンプ仕様の中で、揚水量が何メートル、容量が何立方メートルなどと定めて発注しますので、それに合わせてつくっています。

○ 委員

オリジナルでつくってもらって、それを設置して、ということになるのですね。

○ 説明者

そうです。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

ほかにはないですか。

では、なければ、この案件の審議はこれで終わらせていただきます。

今の審議の結果を踏まえて、今後に活かしていただければと思います。お疲れさまでした。

○説明者

どうもありがとうございました。

○ 委員

では、10番目の案件で、橋梁上部補修工事ということで、××さんからご説明、よろしくをお願いします。

○ 説明者

××でございます。よろしくをお願いします。

それでは、説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

資料No.10ということで、審議事案説明書により説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開き願います。

入札の方式でございますが、随意契約で実施したものでございます。

次に、工事名でございますが、××、橋梁上部補修工事でございます。

工事の種別は、鋼構造物工事でございます。

工事場所は、××地内でございます。

工事概要につきましては、橋梁上部工部材の工場製作 28.1 トン、塗装前処理 680 平米でございます。

工事内容がわかりにくい点がございますので、今、写真を2枚ほど張ってある補足資料を配らせていただきました。

この丸がついているところは橋桁と言いまして、赤い部分から上は上部工と呼んでおりますが、最終的にはこの桁をかけるための部材を製作した工事でございます。

どういう部材かといいますと、上の白い丸がついているところを拡大した1カ所の部分が下の写真でございますが、丸で囲んでおりますような金属の板、桁と桁をつなぐ板を工場で製作していただくということで、ぽつぽつと規則的に並んでいますのは、最終的にはボルトで締めてとめるわけですが、工場でこの板を製作して、ミリ単位の精度ですが、ボルトで締めるための穴をあけて現場に運んできてもらう。今回の工事には入ってございませんが、現場でこのボルト締めをした上で、最終的に赤のペンキで塗装するといったことをやっております。

1ページへお戻りいただきまして、随意契約の理由でございます。

本工事につきましては、××が製作して保管しております橋桁、先ほどの写真でいうと、この赤い橋にかける横長の部材、先ほど申し上げました、工場で製作したボルトの穴をあける板でございますが、この添接板を製作する工事でございます。××は、照査などを行った桁製作時のデータについて、もともと××が桁を製作したわけですが、そのときの実際の出来上がりのデータなどを全部保有してございます。どの部材がどの部位に使用されるものであるのかを熟知した者が製作することによりまして、桁及び部材の品質・規格などが確保されまして、あわせて、迅速かつ安全確実な施工が可能となるということで、随意契約の理由ということにさせていただいております。

契約金額は、税込みで1,404万円でございます。

その他としまして、予定価格は税抜きで1,300万円、見積金額は税抜きで1,300万円、落札率は100%という結果になってございます。

続きまして、2ページの入札書取書をごらんいただきたいと思います。

右側上のほうでございますが、入札執行年月日、平成26年11月20日ということになってございます。

見積回数につきましては、右側下の表でございますが、見積回数1回で決定してございます。

続いて、少し飛びますが、6ページをお開き願います。

工事成績評定結果表でございます。

表の一番下でございますが、評定点は82点ということで、検査年月日は、中段にございますように、平成27年3月16日でございます。

続きまして、7ページに位置図を掲載してございます。

文字が小さくて見にくいのですが、図面の真ん中のところに四角で囲んでありますのが××ということになってございます。××と書いてあるところから左側、赤い丸印がございまして、ここを××が流れておりまして、ここを渡る橋でございます。

××ということで、この部分につきましては、××及び××を結んでおります××を串状に貫く幹線道路でございます。××市街地の形成を支援することを目的として整備を進めてございます。

本路線は、××という計画で進めてございます。××に、暫定の2車線ということで完成してございますが、今、4車線化の工事を鋭意進めているところでございます。

次に、工事の内容でございますが、また飛んで申しわけありませんが、9ページをお開き願います。

先ほどご説明した、最終的には赤く塗ってボルト締めしてございますが、その前の板の完成写真ということでございます。ボルト用の穴があいているのが見えるかと思えます。これを現場で塗装できますように、穴をあけた後に表面を全部磨き上げて、さびどめの塗料を塗った上で現場に搬入するというところでやっております。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 委員

ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○ 委員

これは、2車線から4車線化するために、新たにつくっているところの添接板設置ということなのでしょうか。それともつけかえとか……。

○ 説明者

つけかえではございません。先ほど申し上げましたように、××に2車線ずつ、ここは橋の部分ですが、かけるということで、既に2車線の部分、片側はできているのですが、あと2車線部分がまだ工事中でございまして、そのための部材製作でございます。

○ 委員

通行中にどうのこうのという場所ではないですね。

○ 説明者

ええ、違います。

○ 委員

こういうものは補修的なことが生じるかと思うのですが、どのくらいで切りかえるとか……。20年とか、30年とかあるのでしょうか。

○ 説明者

部所によっても違いますが、例えば、この写真ですと、橋梁は、大きく言うと、下部工と上部工に分かれていて、下はコンクリートですが、上はメタルというか、鋼鉄製の橋。その上に、床版といいまして、車が走るための版を敷いたりする。これもコンクリートなのですが、それぞれの部材によって違うのと、あとは気象状況ですね。例えば、海沿いであれば塩気があるとか、そういうのによって違いますが。

○ 委員

通行量なども関係しますよね。

○ 説明者

ええ。一般に言われているのは、例えば、コンクリートは50年とか、メタルであれば、きちんとメンテというか、塗装などを定期的にやれば80年とか、場合によって100年とか、そういうオーダーになるかと思えます。

○ 委員

入札と直接関係ないお話で申しわけないですが、時として、さびなどが見受けられるところがあるので、ちょっと心配な点があるなと思ったものですから、参考までにお聞きし

ました。

○ 委員

基本的なことをちょっと確認したいのですが、この契約の内容は、この板を製造して、塗装前処理をして納入するまでということ、これを実際に取りつけるのは別の工事になるわけですか。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

それは別の契約でやっているということですか。

○ 説明者

ええ。

○ 委員

わかりました。ありがとうございました。

○ 説明者

この桁も、工場で、トラックに載るぐらいの大きさを製作してきまして、現場に架設といたしますか、クレーンで乗せていくわけですが、その工事と一緒に、桁と桁をつなぐ添接板を現場に納入してもらったら、そちらの架設の工事で、ボルト締めして取りつけるということになります。

○ 委員

それは、××さんは全然関係ないわけですか。それも××さんですか。

○ 説明者

はい。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

私も素人で、桁のほうにも穴をあけるのですよね。

○ 説明者

はい。

○ 委員

それはそれで別工事なのですか。

○ 説明者

ええ。それは、桁の製作をしたときに行います。

○ 委員

したところであけてある。先に桁にあけてあるのですね。

○ 説明者

ええ。

○ 委員

そういう意味では、そこに穴をあけた人がこれをつくらないとわからないから、入札とかではなくて、ということなのですね。



○ 説明者

ええ。

○ 委員

では、ほかの入札に全くなじまないということですね。

○ 説明者

そうですね。なかなか難しいと思うのですね。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

そうすると、同じ工事かどうか、一括で出せないのですか。別々に発注しないといけないものなのですか。

○ 説明者

ご指摘のとおり、本来、一括で工事発注できるのが望ましいのですが、予算の関係で、どうしても添接板まで工事に盛り込めないというか、製作に盛り込めないようなときには、こういう手段をとるしかないというのが実態で、本来は、今ご指摘のように、一括で全部発注できたほうがよろしいかと思うのですが。

○ 委員

もとの桁のほうが規模的には大きいと思うのですが、そちらは随契ではなくて、別の契約になっているわけですか。

○ 説明者

ええ。それは一般競争入札で、××が落札してとっていますが、我々の予算上の都合で、発注した工事の中に入れられなかったということでございます。

○ 委員

結局、本体を落札できたら、これはそこが随契で落とすということですね。そういう仕組みになりますよね。

○ 説明者

実際のところは、例えば、技術的に、ほかでもできるのではないかという議論もありますが、先ほどの精度、また、幾ら図面どおりに桁をつくったとしても、最終的には幾らかの誤差というか、許容範囲の誤差が出てきますので、それをやっていただくためには、同じ会社が望ましいということになるかと思います。

○ 委員

実際の桁に合わせて穴をあけなければいけないから、現物を持っていない人にはなかなかできない。

○ 説明者

そうですね。

○ 委員

それは、本来は一体としてやるべき内容ですよ。それは予算上の話でしょうがね。

○ 委員

ほかに何かご質問がございますか。

なければ、この案件はこれで終わりにさせていただきます。

きょうの審議の結果を今後に活かしてください。

○ 説明者

どうもありがとうございました。

○ 委員

どうもお疲れさまでした。

一応、これで審議事項は全部終わりましたので、あと、事務局のほうにお願いしたいと思えます。